

柏市急傾斜地崩壊防止工事に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項の急傾斜地崩壊防止工事（以下「防止工事」という。）に関する取扱いについて必要な事項を定め、もって市民の生命の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 急傾斜地 法第2条第1項の土地で、高さが5メートル以上のものをいう。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域 法第3条第1項の規定により千葉県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域（以下「危険区域」という。）をいう。
- (3) 受益者 事業の施工により保全される土地家屋等の所有権、その他登記簿に記載される権利を持つ者をいう。
- (4) 急傾斜地崩壊防止施設整備組合（以下「整備組合」という。） 法の趣旨を理解し、受益者間の利害を調整の上、危険区域の整備を目的として設立された団体をいう。この項に規定された団体とは、整備組合としての主旨を理解した規約を作成し履行する団体をいう。

(基本方針)

第3条 千葉県又は本市（以下「工事施工者」という。）は、受益者が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められるものについて、整備組合の要望に基づき現地調査を実施した後、急傾斜地崩壊防止工事採択基準（別添資料1。以下「採択基準」という。）に合致し、危険防止の対策が必要であると判断した箇所について、防止工事を施工するものとする。

(手続)

第4条 防止工事を施工するにあたり、整備組合は、急傾斜地崩壊防止施設整備組合届出書（第1号様式）を市長へ届け出るものとする。

2 整備組合は、設立時に作成した規約を市長へ届け出るものとする。

- 3 整備組合は、防止工事を要望するにあたり、急傾斜地崩壊防止工事要望書（第2号様式）を市長へ届け出るとともに、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定に係る同意書（第3号様式）を千葉県知事及び市長に届け出るものとする。
- 4 現地調査に基づき概算事業費が決定したときは、市長は採択基準に基づき概算受益者負担額（委託費、工事費、補償費及び修繕費等）を決定し、急傾斜地崩壊防止工事概算受益者負担額決定通知書（第4号様式）により整備組合に通知するものとする。
- 5 第2号様式にて要望書を届け出た整備組合は、第4号様式において通知した概算受益者負担額について、急傾斜地崩壊防止工事受益者負担額納付確約書（第5号様式）を市長に届け出るものとする。
- 6 防止工事を施工するため、受益者は施工場所の法面の土地及び擁壁等の施設が設置される土地等を工事施工者が無償で使用貸借できる旨の急傾斜地崩壊防止工事用地使用貸借契約書（第6号様式）を工事施工者と締結するものとする。
- 7 整備組合は、第1項から第3項まで及び第5項の規定により届け出たものについて、その内容に変更があった場合は、急傾斜地崩壊防止工事届出事項変更届（第7号様式）に必要書類を添付し、第3号様式に係る変更については千葉県知事及び市長に、それ以外の届出に係る変更については市長に届け出るものとする。

（決定通知）

第5条 市長は、前条第1項から第5項までの手続が全て整ったものについて、千葉県と協議した上で防止工事を施工するかどうかを決定し、急傾斜地崩壊防止工事施工決定通知書（第8号様式）により、その結果を整備組合に通知するものとする。

（土地貸借契約等）

第6条 防止工事により設置された急傾斜地崩壊防止施設（以下「防止施設」という。）の所有権は、工事施工者に属するものとする。

- 2 防止施設が設置された土地に係る受益者は、防止施設の維持管理に関する事項を定めるため、工事施工者と土地使用貸借契約書（第9号様式）を締結するものとする。本市施工では地上権を設定する。

（施設の維持管理）

第7条 防止工事完了後、工事施工者は基本的な防止施設の維持管理

を行うものとし、整備組合は、草刈り、落ち葉等の処理、排水施設の清掃等の簡易な維持管理を行うものとする。

(負担金)

第8条 市長は、毎年度概算受益者負担額（委託費、工事費及び補償費等）を決定し、当該負担額を整備組合に通知し、納入通知書により一括での支払を求めるものとし、整備組合は納入通知書に従い、当該負担額を支払うものとする。

2 事業費の確定後、市長は、採択基準により整備組合が負担すべき額を決定し、急傾斜地崩壊防止工事受益者負担額決定通知書（第10号様式）により整備組合に負担額を通知するとともに、負担金を精算するものとする。

3 受益者の工事費の負担金割合は資料1による。工事費以外の調査・測量・設計・補償費等の負担金割合は工事費と同率とする。

4 各受益者相互の負担金割合は所有する土地の面積按分などで整備組合で決定する。

(負担金の減免等)

第9条 市長は、整備組合又は整備組合員に特にやむを得ないと認める事由がある場合は、負担金を減免することができる。減免対象者は、生活保護法に基づく被保護者及びり災証明書等により災害を受けたことを公的に証明された者とする。ただし、整備組合員に関する減免については、防止工事に係り影響を受ける土地の面積に対して占める当該組合員の防止工事に係り影響を受ける土地の面積の割合を限度とする。なお、手続きについては別途協議する。

2 国または地方公共団体が公共の用に供している土地については負担金を徴収しないものとする。

(補償費)

第10条 千葉県又は本市は、防止工事の施工に際して支障となる物件のうち、施設設置用地に係る物件を撤去等した場合の補償費については、整備組合員等に対して支払わないものとする。

(その他)

第11条 この指針に定めのない事項については、法、政令及び省令並びに通達等の規定によるもののほか、市長が別に定めるものとする。

施行 平成30年3月15日

改正 令和4年4月1日

急傾斜地崩壊防止工事要望書

年 月 日

柏市長 へ

整備組合名 _____

代表者氏名 _____ 印

電話番号 _____

柏市急傾斜地崩壊防止工事に関する指針第4条第2項に基づき、急傾斜地崩壊防止工事の実施について下記のとおり要望いたします。

記

1. 要望区域の地番

柏市 _____ 地先

2. 要望区域の概要

高さ：約 _____ m

幅：約 _____ m

面積：約 _____ m²

なお、当該要望にあたり、今後当該工事を施工することとなった場合、その施工者に対し関係者として全面的に協力することを約束するとともに、上記表示の所在地内に関し、

- (1) 急傾斜地崩壊防止施設が設けられること
- (2) 上記施設を設置するための用地及び工事のために必要となる土地について無償賃借等の契約を締結することとし、施工者が千葉県・柏市となる場合においてはそれぞれ別記様式により千葉県柏土木事務所長・柏市長と使用賃借契約等を締結すること
- (3) 工事施工に際し支障となる物件のうち、施設設置用地に係る物件については、当該工事で撤去され補償費は支払われないこと
- (4) 工事完了後も引き続き整備組合で協力して当該土地の日常管理を行うこと
- (5) 受益者負担金の支払いを要する場合は、指定された期日までに支払うこと

に異議はないので承諾します。

第4号様式

急傾斜地崩壊防止工事概算受益者負担額決定通知書

柏宅 第 _____ 号
年 月 日

様

柏市長

現地調査により算定した防止工事に係る概算事業費に基づき、柏市急傾斜地崩壊防止工事に関する指針第4条第4項の規定により、下記の通り概算受益者負担額が決定しましたので通知いたします。

なお、概算事業費であるため現場の状況により工法等の変更が生じ、金額が変動する場合がありますことも併せて通知いたします。

記

概算事業費 _____ 円

概算受益者負担額※ _____ 円 (負担率 100 分の _____)

第5号様式

急傾斜地崩壊防止工事受益者負担額納付確約書

年 月 日

柏市長 あて

整備組合名 _____

代表者氏名 _____ 印

電話番号 _____

年 月 日付、柏宅第 号にて通知のあった急傾斜地崩壊防止工事概算受益者負担額について異議がありませんので、柏市急傾斜地崩壊防止工事に関する指針第4条第5項の規定に基づき、下記負担額の支払いについて確約いたします。

記

概算受益者負担額 _____ 円

※案1 金融機関が発行する残高証明書又は口座の写し等を添付してください。(受益者負担金相当額が入金済みのもの)

※案2 この受益者負担金の金額が確定後、整備組合と債務保証契約を結び、公正証書を作成します。

住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

急傾斜地崩壊防止工事用地使用貸借契約書

千葉県起業 ○○地区急傾斜地崩壊防止工事の施工ヤード（資材・重機・詰所・トイレ設置、作業場、進入路等）として必要となる土地について所有者 ○○○○を甲とし、（千葉県・柏市）を乙として、下記の条項により土地使用貸借契約を締結する。

所在：
地番：
地目：
地積： m²

記

（契約の趣旨）

第1条 甲は、自己の所有に係る末尾記載の土地（以下「この土地」という。）を乙に貸与し、乙はこれを無償で借り受けるものとする。

（使用目的の制限）

第2条 乙は、本件土地を急傾斜地崩壊防止工事の施工ヤード（資材・重機・詰所・トイレの設置、作業場、進入路等）として使用するものとする。
2 乙は、この目的以外に、この土地を使用するときには、甲の承諾を受けなければならない。

（貸借期間）

第3条 使用貸借期間は乙が第2条に定める使用目的に供している期間とする。
2 使用貸借期間内に甲が他に所有権を譲渡する場合には事前に乙に協議するものとする。
3 甲は、この土地を他人に譲渡する場合には、譲渡人が乙となる場合を除き、その譲渡人にこの契約内容と同一の義務を継承させなければならない

（転貸の禁止等）

第4条 乙において、本件土地の全部又は一部を使用しなくなったときは、直ちにその旨を甲に通知するものとする。
2 乙は、本件土地を第三者に転貸してはならない。
3 乙は、本件土地の形状を著しく変更しようとするときは、甲の承諾を受け

（契約の解除）

第5条 甲は、次の場合においては、この契約を解除することができる。
(1) 乙において本件土地を第2条の使用目的に供する必要がなくなったとき。
(2) 乙がその他この契約条項に違反したとき。
2 契約期間の満了又は契約を解除したとき、乙は直ちに本件土地を甲に返還するものとする。なお、本件土地の返還に際しては、土地使用に伴う不陸やゴミの散乱の無いことを甲乙相互に確認するものとする。

（土地の維持管理）

第6条 この土地における維持管理については、乙が行うこととする。

（土地に存する動産の取り扱い）

第7条 本件土地に存する庭木・立竹木・物置等の動産のうち、乙が工事施行上の支障があると判断したものについては、撤去もしくは移設すること及びその損失の補償について、施設設置用地に係る物件については、乙が工事の中で撤去を行うこととし、これに伴う補償等は一切行わないものとする。

（契約外の事項）

第8条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲・乙記名（個人の場合は、署名とする。）押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

第7号様式

急傾斜地崩壊防止工事届出事項変更届

年 月 日

柏市長

あて

整備組合名 _____

代表者氏名 _____ 印

電話番号 _____

柏市急傾斜地崩壊防止工事に関する指針に基づき提出した事項について下記 のとおり変更がありましたので、指針第4条第7号の規定に基づき届出いたします。

記

要 望 地	柏市	地先
変 更 事 項		
変更が必要な様式※		
変 更 理 由		
変 更 内 容	変更前	変更後
変 更 年 月 日	年 月 日	

※変更が必要な様式について新たに記載し、併せて提出してください。

第8号様式

急傾斜地崩壊防止工事施工決定通知書

柏宅 第 _____ 号
年 月 日

様

柏市長

年 月 日付で急傾斜地崩壊防止工事要望書の提出がありました
下記区域における対策工事について実施することが決定いたしましたので柏市急
傾斜地崩壊防止工事に関する指針第5条の規定に基づき通知いたします。

記

1. 工事決定区域の地番

柏市 _____ 地先

2. 決定区域の概要

高さ： _____ m

幅： _____ m

面積： _____ m²

第9号様式

土地使用貸借契約書

千葉県起業 ○○地区急傾斜地崩壊防止工事に伴う急傾斜地崩壊防止施設の設置に必要な土地について所有者○○○○を甲とし、(千葉県・柏市)を乙として、下記の条項により土地使用貸借契約を締結する。

所在：
地番：
地目：
地積： m²

記

(契約の趣旨)

第1条 甲は、自己の所有に係る上記記載の土地（以下「この土地」という。）を乙に貸与し、乙はこれを無償で借り受けるものとする。

(使用目的の制限)

第2条 乙は、この土地を○○地区急傾斜地崩壊防止工事に伴う急傾斜地崩壊防止施設の設置用地として使用するものとする。

2 この目的以外にこの土地を使用するときは、甲の承諾を受けなければならない。

(貸借期間)

第3条 使用貸借期間は乙が第2条に定める使用目的に供している期間とする。

2 使用貸借期間内に甲が本件土地に関する権利を第三者に譲渡するときは、事前に乙と協議するものとする。

3 甲は、この土地を他人に譲渡する場合には、譲渡人が乙となる場合を除き、その譲渡人にこの契約内容と同一の義務を継承させなければならない。

(転貸の禁止等)

第4条 乙において、本件土地の全部又は一部を使用しなくなったときは、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

2 乙は、この土地を第三者に転貸してはならない。

3 乙は、この土地の形状を著しく変更しようとするときは、甲の承諾を受けなければならない。

(契約の解除)

第5条 甲は、次の場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 乙において本件土地を第2条の使用目的に供する必要がなくなったとき。
- (2) 乙がその他この契約条項に違反したとき。

2 契約期間の満了又は契約を解除したとき、乙は直ちに本件土地を甲に返還するものとする。

(施設の維持管理)

第6条 当該契約が急傾斜地崩壊防止工事に係るものであることを鑑み、この土地において、高所以外の草刈り、病虫害の防除、既存木の剪定、落ち葉の除去、排水施設の清掃等の日常的な維持管理については、甲及び○○地区急傾斜地崩壊防止工事要望者が協力して行うこととし、乙はその責任を負わないものとする。

(土地に在する動産の取り扱い)

第7条 この土地に在する庭木・立竹木・物置等の動産のうち、乙が工事施行上支障があると判断した物件については、乙が工事の中で撤去を行うこととするが、これに伴う補償等は一切行なわないものとする。

(契約外の事項)

第8条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲・乙署名、押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日 甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

第10号様式

急傾斜地崩壊防止工事受益者負担額決定通知書

柏宅第 _____ 号
年 月 日

様

柏市長

急傾斜地崩壊防止工事に係る事業費の確定に基づき、下記のとおり受益者負担額が決定しましたので、柏市急傾斜地崩壊防止工事に関する指針第8条の規定により通知いたします。

記

工事費 _____ 円

受益者負担額 _____ 円 (負担率 100 分)

以上

急傾斜地崩壊防止工事採択基準

NO	事業名	事業主体	根拠法令	採 択 基 準						費 用 負 担 割 合 (%)					
				勾配	高さ	人家	事業費	指定	その他	事業区分	国	県	市	受益者	備考
1	急傾斜地崩壊対策事業	県	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(以下「法」という。)第12条	30度以上	10m以上	10戸以上	7,000万円以上	危険区域の指定について地権者の同意がある	・自然崖であること ・移転適地がないこと	一般事業	40	40	10	10	一般的な対策事業
						10戸以上	7,000万円以上			公共施設関連事業	45	45	5	5	公共施設関連の対策事業
						5戸以上	8,000万円以上			避難関連事業	45	45	5	5	避難関連の対策事業
						5戸以上	7,000万円以上			災害時要援護者関連事業	45	45	5	5	災害時要援護者関連施設の対策事業
5	急傾斜地崩壊防止施設緊急改築工事 (法第21条の補助を受けて施工した急傾斜地崩壊防止施設のうち災害防止機能が不足する施設)	県	法第12条	30度以上	10m以上	10戸以上	7,000万円以上	危険区域に指定済のこと	・移転適地がないこと	一般事業	45	45	5	5	一般的な緊急改築対策事業
						10戸以上	7,000万円以上			公共施設関連事業	47.5	47.5	2.5	2.5	公共施設関連の緊急改築対策事業
						5戸以上	8,000万円以上			避難関連事業	47.5	47.5	2.5	2.5	避難関連による緊急改築対策事業
						5戸以上	7,000万円以上			災害時要援護者関連事業	47.5	47.5	2.5	2.5	災害時要援護者関連施設の緊急改築対策事業
9	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	県	法第12条	30度以上	10m以上 (5m以上)	5戸以上	1,500万円以上	原則として危険区域に指定済のこと。未指定の場合は至急指定すること	・人家に被害がない箇所又は一部損壊以上の被害がある箇所 ・自然崖であること ・移転適地がないこと (※1 人家への被害の程度が一部損壊以上の場合、高さの採択基準が変わり、5m以上から採択される)	一般事業	40	40	10	10	当該年発生した風水害、震災等により、急傾斜地の新たな崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により崩壊が拡大するおそれがあり、当該年度に緊急に施行を要するもの。
					5m以上	5戸以上	1,500万円以上			公共施設関連事業	45	45	5	5	
					5m以上	5戸以上	1,500万円以上			避難関連事業	45	45	5	5	
					5m以上	5戸以上	1,500万円以上			災害時要援護者関連事業	45	45	5	5	
10	緊急急傾斜地崩壊対策事業	県	法第12条	30度以上	5m以上	5戸以上	1,500万円以上	原則として危険区域に指定済のこと。未指定の場合は至急指定すること	・人家に半壊以上の被害が発生した箇所 ・自然崖であること ・移転適地がないこと	一般事業	45	45	5	5	当該年に発生した風水害、震災等による急傾斜地の新たな崩壊により、人家に半壊以上の被害が発生し、放置すれば次期降雨等により崩壊が拡大するおそれがあり、当該年度に緊急に施行を要するもの。
										公共施設関連事業	47.5	47.5	2.5	2.5	
										避難関連事業	47.5	47.5	2.5	2.5	
										災害時要援護者関連事業	47.5	47.5	2.5	2.5	
11	緊急急傾斜地崩壊対策事業	県	法第12条	30度以上	10m以上	5戸以上	-	危険区域の指定について地権者の同意があること	・自然崖であること ・移転適地がないこと	一般事業	-	80	10	10	豪雨等により崩壊し、放置すれば次期降雨等により崩壊が拡大するおそれがあるもの及び国庫補助事業枠で対応しきれないもの。
										公共施設関連事業	-	90	5	5	
										避難関連事業	-	90	5	5	
										災害時要援護者関連事業	-	90	5	5	
12	急傾斜地崩壊対策事業費補助	市	・千葉県補助金交付規則 ・千葉県急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱	30度以上	5m以上	5戸以上 20戸未満	-	危険区域の指定について地権者の同意があること	・自然崖であること ・移転適地がないこと	-	※2 67.5	22.5	10		

<備考> ○「公共施設関連事業」、「避難関連事業」、「災害時要援護者関連事業」とは、急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある区域(被害想定区域)内にそれぞれ次に該当する施設がある場合をいう。
 公共施設関連事業: ①河川・砂防設備 ②高速自動車国道、一般国道、県道、幹線市道及び迂回路のない市道 ③鉄道・軌道 ④水道施設
 避難関連事業: 市地域防災計画に位置付けられる避難路または避難場所
 災害時要援護者関連事業: 児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設または幼稚園
 (災害時要援護者関連施設については、収容人数3人を人家1戸に相当するものとして換算できる。)
 ○受益者負担金については納付書に記載する納付期限内に納付してください。支払いが遅れた場合、納付期限から領収日までを換算し、年5%の割合による遅延損害金が発生します。
 ○費用負担割合の計算において算出された金額に100円未満の端数がある場合、その端数金額を切り捨てるものとする。
 ○採択基準に合わせ、千葉県が施工する工事で国庫補助事業として施工する工事を「県営工事」とし、県単独事業として施工する工事を「県単工事」とする。また、柏市が施工する工事を「市営工事」とする。
 ※2 市営工事における県負担割合は受益者負担金を徴収した場合、事業費からこれを控除した額の75%以内となるため、受益者負担割合を10%としている。柏市においては(1.0-0.1)×0.75となり、県負担割合は67.5%となる。